

業務委託仕様書

1 業務名

朝来市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務（以下、「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 23 日まで

3 履行場所

本市が指定する場所

4 業務の目的

本業務は、国や県の動向、地域の高齢者の状況等を的確に把握し、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量を定める、第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下、「第 10 期計画」という。）を策定することを目的とする。なお、第 10 期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

5 一体的に策定する計画（事項）

- ・介護保険事業計画（介護保険法第百十七条に基づく計画）
- ・高齢者福祉計画（老人福祉法第二十条の八に基づく計画）
- ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十三条に基づく計画）

6 業務の内容

【令和 7 年度】

（１）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、本市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、本市担当課が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（２）アンケート調査の実施

現状の把握及び第 10 期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

① 基礎調査の実施

- ・調査票の設計、印刷（一般高齢者 16 頁程度、要支援・要介護認定者 16 頁程度）
- ・調査票は、見やすく記入しやすいレイアウトで、区別し易いように色分けを行うこと。

② 調査対象者

被保険者

調査区分	対象者数	
65 歳以上の 一般高齢者・要支援者	1,800 人	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護認定者 及びその介護者	1,200 人	在宅介護実態調査
合計	3,000 人	

事業所

調査区分	対象事業所	
ケアマネジャー	14	在宅生活改善調査 居宅介護支援、小規模多機能
市内入所施設	14	居所変更実態調査 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症 対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、特定施 設入居者生活介護、サービス付き高齢者向け住 宅、有料老人ホーム

※調査票の設計・印刷、封入封緘・宛名シール貼り作業、データ入力、集計作業（単純・クロス）、報告書原稿作成を委託業務に含むものとし、対象者ラベル、発送用封筒（角型２号を予定）・返信用封筒の準備は市において行う。調査内容・調査対象者等は変更となる場合がある。事業所を対象とした調査は、電子データによる調査・回答を主とする。

③調査内容

被保険者

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 （一般高齢者・要支援者）	介護保険サービス及び介護予防サービスの対象となる可能性のある高齢者数を把握し、給付等の将来推計の参考にするとともに、特定高齢者介護予防事業サービスの利用意向や介護保険給付の対象とならない保健福祉サービスの需要を把握し、今後目指すべきサービス基盤の方向性を検討するための基礎資料を得られる調査内容とする。 （市の独自設問を追加する場合あり。）
在宅介護実態調査 （要介護認定者及びその介護者）	介護保険サービスの利用意向を把握し、今後目指すべきサービス基盤の方向性を検討し、給付の将来推計の基礎資料を得ることを目的とするものであり、現在利用しているサービス量及び本来利用すべきサービス量が把握可能な調査内容とする。 また、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方を的確に把握するために必要な調査内容とする。（市の独自設問を追加する場合あり。）

事業所

在宅生活改善調査 （ケアマネジャー）	「（自宅等にお住まいの方で）現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態、地域に不足する介護サービス等を把握するために必要な調査内容とする。
居所変更実態調査 （市内入所施設）	過去１年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由など、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能などを把握するために必要な調査内容とする。

④調査方法

被保険者

- ・調査対象者へ郵送により調査票を発送し、回収する。
- ・発送準備（調査票、返信用封筒の封入・封緘）

- ・調査票発送（期限３週間前）（調査票発送に係る郵送料、返信に係る郵送料については朝来市負担とする。）
- ・回収（市が回収した郵便物を市が開封を行い、調査票のみを受託者に渡す。）

事業所

- ・調査対象事業所へ、市より電子データにて調査票を送信し、回収する。
- ・回収したデータを受託者へ渡す。

⑤調査結果集計・分析

介護保険給付等の将来推計に反映させることを前提とし、調査結果を集計・分析し報告書にまとめる。集計・分析方法等については、性・年齢（階層）・地区・介護度別・サービス別など調査内容における様々な視点で集計し、調査結果の分析を行うこと。（単純集計及び３種類以上のクロス集計を行うこと。また、国・県・市が要望するクロス集計、過去調査との経年比較には随時対応すること。）

【令和８年度】

（３）給付実績集計・分析の実施

本市が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、第７～９期を通した介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

（４）計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

（５）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

（６）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画及び認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系を取りまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（７）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを本市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

【令和７・８年度共通】

（８）計画等審議会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画等審議会（令和7年度1回・8年度5回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。審議会後は、速やかに議事録を作成し提出すること。素起こしと整文の2種類を提出すること。

（9）介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供支援

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

（10）法律や制度などの動向に関する情報提供

介護保険分野をはじめ、福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要があるため、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要・改正例等」を分かりやすくとりまとめることとする。

（11）介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供

施策を検討する際の資料とするため、地域包括ケアシステム推進及び介護予防・日常生活支援総合事業の拡充に向けた特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を提供すること。

7 成果品の納品

（1）令和7年度

- ・アンケート調査結果報告書

※印刷仕様：A4判、80頁程度、2色刷り以上、100部

- ・介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供資料 一式データ納品
- ・その他業務関連資料一式 データ納品

（2）令和8年度

- ・朝来市高齢者保健福祉計画・認知症施策推進計画及び第10期介護保険事業計画 本編

※印刷仕様：A4判、100頁程度、本文2色刷り以上、200部

- ・朝来市高齢者保健福祉計画・認知症施策推進計画及び第10期介護保険事業計画 概要版

※印刷仕様：A4判、8頁、300部 データ納品

- ・上記データ一式
- ・その他業務関連資料一式 データ納品

8 その他

- ・本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は本市と協議し、決定すること。

- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議のうえ、本業務内容を変更することができる。
- ・本業務の実施に伴う著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権限をいう。以下同じ。）については、著作物の納品をもってすべて朝来市に譲渡すること。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。